

(別紙 4)

住宅ローン

夫婦連生がん保障特約付団体信用生命保険概要

○夫婦連生がん保障特約付団体信用生命保険は、団体信用生命保険にがん保障特約を付加されています。夫婦連帯債務で、ご夫婦のどちらか一方が死亡、所定の高度障害状態に該当した場合または生まれて初めてがんに罹患した場合に、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われる保険です。保険金は債務の一括返済に充当されます。

項目	内容
1. 保険会社	カーディフ生命保険株式会社
2. 保険契約者	当行
3. 被保険者	夫婦連生がん保障特約付団体信用生命保険付帯の住宅ローンにお申込みのお客様（債務者および連帯債務者であるご夫婦） 加入時年齢が20歳以上50歳以下の方（付保年齢は80歳以下）
4. 保険金受取人	当行
5. 保障開始日	(1) 団体信用生命保険 融資実行日 (2) がん保障 融資実行日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
6. 保険金支払事由	被保険者のどちらか一方において保障開始日以降に次の保険事故が発生した場合。 (1) 団体信用生命保険 A. 死亡（被保険者が生死不明で、保険会社が死亡と認定した場合を含みます。） B. 保障開始日以後の傷害または疾病が原因で、次の高度障害状態になった場合。 a. 両目の視力を全く永久に失ったもの。 b. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの。 c. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。 d. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。 e. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 f. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 g. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。 h. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの。 (2) がん保障特約 被保険者ががん保障特約の保障開始日以降に悪性新生物（がん）に生れて初めて罹患し、医師による病理組織学的所見により診断確定された場合。（ただし、「上皮内がん」、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は除きます。）
7. 保険金額	支払事由発生時の住宅ローン残高相当額
8. 保険料	不要 注. 住宅ローンの融資利率は、年0.4%上乗せとなります。
9. その他	<ul style="list-style-type: none"> 一部お取扱対象外の商品がございます。くわしくはローン窓口までお問い合わせください。 保険金、診断給付金のお支払いには制限条件がございます。ご加入にあたっては「被保険者のしおり」の契約概要等を必ずご確認ください。 ご夫婦のどちらかが所定の保険金支払事由に該当し、住宅ローンが完済となった場合、もう一方の債務者のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。